

## 第1章 岐阜県の森林づくりの目指す姿

### 1 岐阜県における森林づくりの基本理念

森林が本来の機能を発揮するようになるまでには50年～100年以上にわたる長い年月を必要とします。このため、森林づくりは常に将来の目標とする森林の姿を描きながら計画的に行うことが必要です。

また、森林の持つ多面的機能は広く県民が享受していることから、森林所有者、森林組合、事業者、NPO・ボランティア団体、県民などが適切な役割分担の下で、県民協働により継続性のある森林づくりを行うことが必要です。

そのため、岐阜県では平成18年に森林づくり基本条例を制定し、森林づくりの基本理念を「揺るぎない長期的展望と県民協働による持続可能な森林づくり」とし、図1-1-1に示す3つの方針に基づき「岐阜県森林づくり基本計画」を策定し、継続性のある施策の展開を目指しています。



#### 基本理念 「揺るぎない長期的展望と県民協働による持続可能な森林づくり」 (3つの方針)

- ①県民の生命・財産と良好な環境を守る、健全で豊かな森林づくり
- ②森林資源の循環利用を通じて活力ある地域社会を実現する、林業及び木材産業の振興
- ③社会全体で森林づくりを支える、人づくり及び仕組みづくり

図1-1-1 岐阜県における森林づくりの基本理念

## 2 「清流の国ぎふ」の未来を支える森林づくり

### （1）目指すべき方向性と基本方針

岐阜県森林づくり基本条例で定めた基本理念「揺るぎない長期的展望と県民協働による持続可能な森林づくり」と、これまでの施策の評価や森林・林業の現状、時代の潮流などを踏まえ、『「清流の国ぎふ」の未来を支える森林づくり』を基本方針とし、森林を「守り」「活かし」「親しむ」魅力あふれるふるさとを目指して次のとおり取り組みます。

- ・産業・防災・環境のバランスを重視した森林づくりを実現する。
- ・木材の需要を拡大し、生産された木材が余すことなく活用され、利益が全ての関係者に還元される林業・木材産業を実現する。
- ・森林や自然環境が有する資源を最大限活用し、山村地域に新たな産業と雇用を創出する。

### （2）森林づくりの推進に向けた施策

こうした方向性と基本方針から、森林づくりの推進のために以下のとおり取り組みます。

#### ○災害に強い循環型の森林づくり

- ・激甚化する災害に備えた山地防災力の維持・強化
- ・100年先を見据えた森林づくりの方向性と仕組みづくり
- ・森林経営管理法に基づく市町村による森林管理の支援

### （3）災害に強い循環型の森林づくりのための主な取り組み

#### ア 激甚化する災害に備えた山地防災力の維持・強化

近年、集中豪雨の頻発など異常気象による災害の激甚化が懸念されており、県民の安全で安心な暮らしを支える森林の働きの重要性はますます高まっています。

今後は「適応復興」や「グリーンインフラ」の考え方をより強く意識し、山地災害防止機能を高める森林の整備と、治山事業等の土木的手法を適切に組み合わせて、防災・減災対策につなげる取組みが必要です。

のことから、森林の持つ防災機能と治山施設を組み合わせた森林の面的な整備による、山地防災力の強化、図1-2-1に示す「森林配置計画」による森林の区分に基づいた森林の適正な管理、さらに保安林制度や林地開発許可制度、水源地域の保全、鳥獣被害対策等により、森林の適正な保全を進めます。

#### イ 100年先を見据えた森林づくりの方向性と仕組みづくり

第14次計画において、100年先に向けて望ましい森林の姿を示す「森林配置計画」の策定を進めた結果、本県の気候や地形などの自然条件、生物多様性や資源量等の諸条件による理想的な森林の姿が明確になりました。

今後は、「木材生産林」や「環境保全林」など4つに区分された森林を、どのような方針のもとで森林づくりを行っていくのか県民に分かりやすく示すことが必要です。

また、「木材生産林」については、エリートツリーや早生樹の活用、短伐期・長伐期による施業体系の確立など、多様な樹種・施業体系を所有者が選択できる仕組みづくりが必要です。

のことから、森林配置計画に沿った森林づくりを進めるため、森林配置区分ごとの施業指針の策定と普及・啓発を進めるとともに、森林所有者が樹種や施業体系を選択し、多様な森林づくりに取り組むための仕組みづくりを進めます。また、持続可能な森林づくりや二酸化炭素吸収源として重要な課題である、再造林・保育対策を進めます。

## ウ 森林経営管理法に基づく市町村による森林管理の支援

森林の経営管理の担い手は、今後、「森林所有者」、「市町村」、「再委託を受けた民間事業者」の3者になることを踏まえて、支援策を検討していく必要があります。併せて、森林所有者に経営意欲を高めてもらう方策が必要です。

また、県民協働による森林づくりを推進するため、森林づくりに取り組む企業や地域の団体等、多様な担い手の育成や支援も必要です。

このことから、森林所有者による森林管理の促進や森林経営管理制度を推進するため、関係者への情報提供や支援を行うとともに、地域の森林管理を担う林業事業体の経営力の強化と施業実施能力の向上や森林づくりの多様な担い手の育成への支援を行います。

区分	木材生産林	環境保全林	木材生産林または環境保全林に重複	
			観光景観林	生活保全林
定義	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主たる目的が木材の生産である森林</li> <li>・主伐と更新を行う森林</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公益的機能の高度な発揮が期待される森林</li> <li>・木材生産しても経済的採算の見込めない森林</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・優れた森林景観を形成することで、観光振興に寄与することができる森林</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・倒木の危険、気象災害や獣害などから地域住民の生活を守るために整備が必要な森林</li> </ul>
主に対象とする森林	<ul style="list-style-type: none"> <li>・造林の適地であって、団地的なまとまりがある森林</li> <li>・道から近いなど木材の搬出条件が整っている森林</li> <li>・木材生産に関する具体的な計画がある森林</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公益的機能を重視すべき森林</li> <li>・道から遠いなど木材生産しても経済的採算の見込めない森林</li> <li>・保安林などの法規制がある森林</li> <li>・木材生産林以外の森林</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・観光道路から眺望でき、景観的価値が高い森林</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・集落や生活道路等に隣接する森林の区域</li> </ul>

図1-2-1 森林配置計画の将来目標区分ごとの定義と対象とする森林

(これらの区分の設定基準と整備方針は、本計画第4章「森林整備及び保全方針」において定めています。)

